

よくある質問

No	サービス種別	質問	回答
1	地域密着型通所介護	看護職員の配置の利用定員の考え方について	地域密着型通所介護及び介護予防通所サービスの看護職員の配置基準について、単位ごとに1以上配置することとされていますが、利用定員が10人以下である場合にあっては、配置しないことも可能となっています。配置の有無は利用人数ではなく、 利用定員数で判断 してください。
2	共通	ハラスメントのない労働環境を構築するために参考となる資料がないか	厚生労働省のHPに介護保険現場におけるハラスメント対策についてハラスメント対策マニュアル及び研修のための手引きが掲載されています。 以下のURLから資料を確認してください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html
3	共通	科学的介護情報システム（LIFE）の活用方法について知りたい	厚生労働省のHPにLIFEの導入、入力と評価方法、利活用のマニュアル等が掲載されています。 以下のURLから資料を確認してください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html
4	（地域密着型）通所介護・通所リハビリテーション	通所介護及び（介護予防）通所リハの単位設定の考え方について	事業所としての単位設定は、1時間毎（※）とし、単位分け不要の判断基準として、隣接の隣接の単位までを一体的に提供できるものとします。 ※1時間毎の設定単位は、3－4（3時間以上4時間未満のことをいう。以下、同じ。）、4－5、5－6、6－7、7－8、8－9のいずれかとする。 （具体例） サービス提供時間を9時30分から16時40分とした場合事業所としての単位が7－8の単位に該当するため、隣接の6－7、8－9、隣接の隣接の5－6の単位について、単位分け不要となります。 つまり、この場合は、当該単位で、5－6、6－7、7－8、8－9の利用者へのサービス提供が可能です。 （イメージ）  （留意点） 8時間以上9時間未満利用者がある場合、当該利用者については、通常8時間10分程度の通所介護計画が作成されることから、提供時間を通じて配置するべき介護職員は、早番と遅番のシフトが配置されなければならないことに留意してください。
5	共通	業務継続計画（BCP）を策定するために参考となる資料はあるか	WAMネットにガイドラインやBCP作成のためのひな形が掲載されています。 以下のURLから資料を確認ください。 https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/dprevent/dprevent007.html

6	共通	管理者の兼務範囲について	令和6年度報酬改定により、管理者の責務及び兼務範囲の明確化が行われました。それに伴って、同一法人内で管理者が兼務する職種数や事業所数、管理者として配置すべき時間数等について制限を設けず、管理者としての責務に支障がない範囲で兼務が認められることとなっています。 例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される施設・事業所においてサービス提供を行う看護・介護職員等と兼務する場合等は管理業務に支障があると考えられます。
7	共通	介護職員等処遇改善加算や訪問介護における同一建物減算（12％）等の定期的に計画書や計算書等を提出することが義務付けられているものについて、提出の度に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」や「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を添付する必要があるか	定期的に計画書や計算書等を提出することが義務付けられている加算等については、加算の新規取得や区分変更がある場合にのみ、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」や「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を添付して提出してください。 ※区分変更がない場合は、計画書や計算書等のみ提出してください。
8	（地域密着型）通所介護・通所リハビリテーション	利用定員を変更する場合は事前の窓口相談が必要とされているが、定員を減らす場合にも事前相談が必要か	通所介護・通所リハビリテーションにおいては、定員に対して機能訓練室の面積要件（定員×3㎡）を満たしているかを確認する目的で事前相談をお願いしております。したがって、定員を減らす場合に機能訓練室の区画は変更しないということであれば、面積要件については満たしていることが分かるため、事前相談は不要です。
9	共通	「電磁的方法」による利用者への説明・同意について ①利用者が電磁的方法での同意を拒む場合は、メール等で同意を得ることはできないのか ②メールにて同意を得る場合、複数の案件に対して一通のメールで同意を得ることは可能か ③令和3年度の制度改革により、様式から署名欄が削除されているものがあるが、電磁的方法で同意を得ない場合は署名が必要か ④居宅サービス計画書の第1表、第6表についても電磁的方法で同意を得ない場合は署名・押印が必要か	①利用者等から承諾を得た場合のみ、電磁的方法が可能となります。利用者が従来通り書面で同意を行いたいとのことであれば、双方の話し合いのうえ同意方法を決めてください。 ②可能である。ただし、何に対する同意であるのか明確にわかるようにしたうえで同意を得てください。 ③基準上、署名又は文章によって利用者の同意を得ること等が義務付けられているものに対しては、様式の署名欄が削除されていたとしても必要になります。 ④電磁的方法で行う場合は署名が不要になりますが、口頭で同意を得て支援経過記録に記載するという方法は想定しておらず、従来の方法（第6表であれば、余白に署名をいただく等）で同意を得る必要があります。
10	共通	提出した資料に受領印を押して返却してほしい	原則、電子申請での提出となるため、電子申請の記録を確認してください。 電子申請ができない場合、控えと返信用封筒及び切手を同封して提出してください。 なお、受領印は受領したことに対する押印のため、 <u>届出が不備なくされた確認印ではない</u> ことに注意してください。 ※受領印を返却した後でも、提出資料に不備がある場合、修正等を依頼する場合があります。
11	共通	中山間地域に住む人へサービスを提供した場合に支払われる補助金はあるか	中山間地域居宅サービス運営支援金交付事業を行っています。 詳細については以下のURLからご確認ください。 https://www.east-mikawa.jp/2328.htm
12	（地域密着型）通所介護	通所介護事業所の設備の一部等を使用して、通所介護事業の営業時間外に、利用者に宿泊サービスを提供したい	愛知県HPに愛知県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービス事業の指針が公開されておりますので、こちらをご確認ください。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/syukuhakuday.html
13	共通	事業所のメールアドレスを変更した場合はどのように届け出ればよいか	変更届出書を提出してください。電子申請・届出システムで提出する場合、変更の事由は「事業所（施設）の所在地」を選択してください。